

「長期に事業未着手となっている都市計画公園・緑地の見直し素案」にかかる
パブリック・コメント手続き等の実施結果について

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成 25 年 8 月 1 日（木）～平成 25 年 9 月 30 日（月）

(2) 募集方法

持参、送付、ファックス、Eメール

(3) 閲覧・配布場所

- ①都市計画局計画部（大阪市役所 本庁 7 階）
- ②建設局公園緑化部（中央市場 6 階）
- ③市民情報プラザ（大阪市役所 1 階）
- ④大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
- ⑤各区役所（出張所含む）
- ⑥中央図書館及び各地域図書館
- ⑦本市ホームページ

2. 意見受付結果

(1) 意見受付通数

受付通数 144 通 （意見総数 217 件）

(2) 受付通数 144 通の内訳

・受付方法別（通）

持 参	送 付	ファックス	Eメール
120	9	5	10

・性別（人）

男 性	女 性	無回答
64	65	15

・年齢別（人）

19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答
4	1	8	17	18	48	17	8	23

・住所別

市 内	府 内	府 外	無回答
116	3	2	23

(3) 意見総数 217 件の内訳 (説明会での意見を含みます)

・見直し全般に関する意見 (件)

見直し全般	12
見直しの手続き	10
事業実施	3
今後の公園・緑化施策	3
河川沿いの公園 (百済公園、大和川公園、杭全公園)	1
その他	10
合計	39

・個別公園に関する意見 (件)

鶴見緑地	2
夕陽丘公園	6
夕陽丘公園・天王寺公園 (風致地区)	6
桃ヶ池公園・長池公園・長居公園	2
桃ヶ池公園	147
東横堀公園・西横堀公園	1
中之島公園	1
諏訪公園	8
杉本町公園	1
加島中央公園	1
長居公園	1
喜連公園	1
帝塚山公園	1
合計	178

3. ご意見と本市の考え方

パブリック・コメントや説明会でいただきましたご意見と本市の考え方については、別紙のとおりとなります。なお、いただいたご意見につきましては趣旨を踏まえて要約しております。

《参考》説明会の実施結果について

平成 25 年 8 月 5 日から平成 25 年 9 月 16 日まで見直し対象の都市計画公園・緑地がある 18 区において説明会を開催し、148 名の参加をいただきました。

いただいたご意見と本市の考え方

いただいたご意見・ご提言（要約）	本市の考え方
見直し全般について	
なぜこれだけ長い期間放置されていたのか。一体大阪市はやる気があるのだろうか。見直し対象のかなりの部分は民有地で、時間の経過とともに宅地化され手のつけられない状態になり、仕方がないから公園化をあきらめるというような安易な処理のように思わざるを得ない。 素案の「市政モニターアンケート」によれば、市民の多くがみどりへの関心が高く、緑の量と満足度は低い。市が目標としている公園面積5㎡/人に対して現状が3.5㎡/人であるにもかかわらず（政令都市の平均は6.6㎡/人）、公園計画の削減は市民の要望とは反対方向にいくもの。この見直し案を容認するものではないが、今後は、迅速かつ強力に公園行政を推進していくことを切望する。	大阪市域の大半は淀川と大和川の土砂の堆積で形成された沖積平野からなり、山林など自然の緑が少ない中で市街化が進んできました。大阪市においては、これまでに都市公園約983箇所を整備し、街路樹も約6百万本以上植樹するなど、都市緑化を推進してきましたが、まだまだ実感できる緑が少ないのが現状です。 都市計画公園・緑地の見直しにおいては、民有地での長期に事業未着手の区域について、改めて公園緑地としての必要性を評価するとともに、公園種別毎に誘致圏域内における代替機能の有無についての評価を行っています。 代替機能の評価により、代替機能があるとなったものは計画を廃止し、代替機能がないとなったものは計画を存続することとしました。 今回の見直し後、事業の優先順位等を整理しながら、より一層計画的な事業実施に努めるとともに、民間活力により生み出される公開空地や屋上緑化・壁面緑化など、大都市ならではの特色を活かし、地域との花と緑のまちづくりを引き続き推進しながら、緑とオープンスペースを確保していきます。
民有地で建物がある状況だけで安易に廃止しているのではないか。民有地取得に時間と費用が必要なことは理解できるが、緑が少しでも多い大阪市を目指して欲しいのに、今の水準を維持するという発想しかないように見え、これから緑地を少しでも多くする努力を完全に放棄しているように思える。	
まず前提として、むやみやたらに建築制限をされていた場合は除きますが、まちに必要と考えられて建築制限されていると考えています。公園は避難場所や仮設住宅用など多目的の代替地の土地としてより多く必要。安心安全や快適さで東京に勝つためにも、公園などの緑豊かな場所はより多く必要。関係権利者に対する配慮として、優先順位を理由も含め明確にし、逐次状況の変化を情報提供し、相互理解を深めるべき。建築規制は関係権利者だけのためのでなく、社会全体そして、子どもや孫さらにその先の世代のためのものではないでしょうか。	

いただいたご意見・ご提言（要約）

本市の考え方

都市計画公園は、一人当たりの公園面積目標や誘致距離を考えて配置され計画決定されているはず。街区公園、近隣公園、地区公園などの配置は守られた上での変更なのか。用地買収できないことが都市計画を外す要因とは考えられない。都市計画を外して大規模建築物ができ、景観面からも相容れないものになるのでは。

都市計画公園・緑地の見直しにおいては、民有地での長期に事業未着手の区域について、改めて公園緑地としての必要性を評価するとともに、公園種別毎に誘致圏域内における代替機能の有無についての評価を行っています。

その代替機能評価では、対象公園の誘致圏域（街区公園は250m、近隣公園は500m、地区公園は1,000m）内において、緑やオープンスペースの代替可能地（都市公園や児童遊園、生産緑地など）の有無の確認、また、周辺の代替可能施設（都市公園や開発公園、公営住宅の公園）からの誘致圏域で、対象公園の誘致圏域が概ねカバーできるかどうかの評価を個々の公園緑地に対して行っています。

都市計画公園区域内では、原則として3階建以上の階高や鉄筋コンクリートの構造等は建築できないなどの建築制限がかかっています。公園区域が廃止されれば、指定されている用途容積の範囲内で建築することが可能となります。

公園見直し理由で「社寺や墓地で緑や空間の代替ができることから区域を廃止する」という文言が多用されている。しかし、これらの私有地が将来どうなるか不明であり、現在の景観からの安易な願望・類推と言わざるを得ない。公園の見直しをするに際して、何らかの規制を図るべき。

都市部の公園は、スポーツやレクリエーション、遊び場やコミュニティなどの利用効果だけでなく、ヒートアイランド対策の熱環境、災害時の火災延焼を遮る防災、住生活環境向上の緑の樹木の景観など、様々な機能や役割を担っています。地域などで多くの方が利用される社寺や墓地は、一般宅地と比べて緑を有する開放的な空間であり、また一定継続性があるものと考えています。

今回、都市計画公園・緑地の見直し素案において、社寺で都市計画区域を廃止するものについては、土地利用転換や所有権移転まで規制することはできませんが、社寺を中心に多くの既存の緑が存在している夕陽丘公園や聖天山公園、杭全公園などにおいては、新・大阪市緑の基本計画（平成25年11月策定）において「保全配慮地区」としても位置付け、保存樹・保存樹林制度等の活用を図るなど、貴重な緑を保有されている社寺と連携しながら、今後も緑の保全に努めていきたいと考えています。

いただいたご意見・ご提言（要約）

本市の考え方

平成23年度の都市計画税収入は571億7千9百万円と市HPでは報告されている。現計画の事業完了が4,140億円かかるというが、都市計画税は目的税で、仮に全てを公園整備費に充てると7年分+ α となる。支出の内訳がHPでは示されていないため、現在どの程度の整備費が充てられているのか判断できない。都市計画税の使い方が妥当かどうかを判断するために、支出の内訳を示していただきたい。

都市計画公園・緑地の数、面積などの基礎となる数値、公園・緑地の整備費、修繕費、管理費に都市計画税のうちどの程度配分されているのか。また、道路、その他の都市計画事業にはどの程度配分され、決算はいくらなのか。対象とするために、都市計画公園でない都市公園、児童遊園などの数、面積、整備費、修繕費、管理費の決算額が必要です。この見直しによって、都市計画公園の整備はいつごろ完了すると考えているのか。整備に費用が掛かるというが、その根拠が示されていない。

都市計画税（平成25年度予算約542億円）の用途については、街路事業関係に約189億円、公園事業関係に約116億円、下水道事業関係に約98億円など、全額が都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充当されています。（平成25年度市税ハンドブックにも記載）

現在、都市公園は983箇所・約940ha（平成24年度末時点）、都市公園でないものとして、児童遊園の数・面積は199箇所・約11ha（平成24年度末時点）となっています。

公園緑地の①整備費、②修繕費・管理費、③緑化事業費の平成24年度決算額は、それぞれ①約2,590百万円、②約1,488百万円、③約1,063百万円、児童遊園につきましては、地域等での設置によるものもあり、補助金として平成24年度決算額で約15,219千円となっています。

今後、都市計画公園・緑地の見直し素案で存続とする公園・緑地につきましては、見直し後の全体事業費が約460億円となり、現在の新設関連事業費規模（H22 約18億円、H23 約18億円、H24 約14億円の平均）で試算しますと、約30年程度で完成することとなります。

いただいたご意見・ご提言（要約）	本市の考え方
生産緑地地区を緑地機能として代替可能としているが、都市計画が解除された場合は代替として考えるのは無理がある。代替とするなら、買い取り請求が出た時点で買い取っていくという方針を明確にしておく必要がある。	生産緑地地区は、指定後30年以上の営農や農地等として適正に管理する義務、転用などの行為制限がかかる地域性緑地のひとつで、防災や環境、景観の存在効果において、公園の代替機能があると考えています。 一方で、指定から30年以上経過後や営農者の故障等の場合は、市に対して買い取りの申し出が可能となり、市が買い取らない場合は申し出から3カ月後に行為制限が解除され、宅地化や開発が可能となります。 なお、今回の見直し対象の公園において、このように代替機能として周辺に生産緑地地区だけしかなく計画を廃止するものではありません。
開発行為による提供公園を代替としているが、規模的・機能的に代替できるようなものなのか。誘致圏だけで判断しているのではないか。街区公園の規模を満たすような開発公園なら、その開発区域だけが誘致圏域となるのでは。80haの公園・緑地を廃止して、ネットワークや一人当たりの公園面積が確保できるのか。	都市計画法上、開発敷地が3,000㎡以上で、近くに都市公園が無い場合、開発区域の3%以上の公園または緑地を設置する必要があります。特に開発公園については、存在効果、利用効果の両面において都市計画公園の代替機能があると考えております。 開発公園は代替機能の一部として考えているものであり、ひとつの開発公園だけで廃止面積を規模的・機能的に代替できるものではないと考えています。 なお、今回の見直し対象の公園において、このように代替機能として周辺に開発公園しかなく計画を廃止するものではありません。 一人当たりの公園面積については、今後の本市の公園緑化のあり方を示した新・大阪市緑の基本計画（平成25年11月策定）において、現状3.5㎡／人をH37年末に約4㎡／人とするとしております。これらの内容については、公表しております。 今回の見直しにより、今後整備する公園緑地の面積は減少しますが、存続する部分や都市計画公園以外のものを整備することで、新・大阪市緑の基本計画の約4㎡／人の実現は可能と考えています。
都市計画はその都度見直すことが可能なのか？5年～10年で見直すのか？今回廃止したものを元に戻すということはないのか？	都市計画は、長期的視点に立って都市の健全な発展と秩序ある整備を図るもので、事業進捗などによりその都度変更や見直しを行うものではないと考えています。今回の見直しについては、決定時から50年以上計画するなど長期に事業未着手の都市計画公園・緑地について、社会経済情勢も変化の中で改めて必要性や代替性を評価して、計画の見直しを行うものです。

いただいたご意見・ご提言（要約）	本市の考え方
公園の役割のひとつとして災害時の避難場所がある。今後、大規模マンションがどんどん建って公園の周辺の災害時の避難者が増えた場合でも、公園を廃止しても対応可能という計算になっているのか。人口が大幅に増えている現状なので、余裕をもって計算を行ってほしい。	地域防災計画に位置付けられている一時避難所は、既に開設している都市公園に指定されており、未整備の公園は指定されていません。今回、都市計画公園・緑地の見直し対象としているものは、未だ公園になっていない部分です。また、大規模開発等でマンションが建つ場合には、一定規模の公園及び緑地を確保していただくような指導を行っています。なお、地域防災計画では、一時避難所は原則1人あたり1㎡を基準として200人以上が避難できる広場、公園、空地等を対象としており、地域の実状に応じて区役所が指定に取り組んでいます。
公園の廃止の理屈として、「区域内で一定程度緑が確保できるため廃止」との説明であったが、「一定程度」の数値的な根拠はあるのか。	対象公園に必要とされる緑の総量は、国が制定した緑の政策大綱で各公園種別ごとに示された緑化面積率を参考に算定し、公園の周辺や区域内の緑量を確認した上で、必要とされる緑量が確保できていれば計画の廃止としています。
都市計画における公園緑地は全市域や新たな区割りにおいて目標値はあるのか。あるならば、大阪都の区割り4案はそれぞれ基準に対して充足しているのか。また、その情報はオープンにされているのか。	今後の本市の公園緑化のあり方を示した新・大阪市緑の基本計画（平成25年11月策定）において、現状3.5㎡／人をH37年末に約4㎡／人とするとしています。これらの内容については、公表しております。 今回の見直しにより、今後整備する公園緑地の面積は減少しますが、存続する部分や都市計画公園以外のものを整備することで、新・大阪市緑の基本計画の約4㎡／人の実現は可能と考えています。 なお、この新・大阪市緑の基本計画は、都市緑地法において「市町村が策定できる」となっており、大阪都になれば新たな基礎自治体が策定していくことになると考えています。

いただいたご意見・ご提言（要約）	本市の考え方
見直しの手続きについて	
街区公園などの見直しが多いが、地元はどの程度、「見直し」の作業に関与しているのか。住民説明会はあるものの真に地元住民の意見が反映されているのか。大阪市が進める区への権限移譲（まち作り協議会）を進め、もっと住民・自治会・NPOなどに依拠して（見直しを含めた）公園計画を進める方向にシフトすべき。	公園緑地は特に市民生活や市民活動に関わりが深い都市施設であることから、都市計画案を策定する前に見直し素案を作成し、パブリックコメントをはじめ、地元説明会、関係する連合町会や町会へ素案の配布や説明を行ってまいりました。今後、素案について地域で一定ご理解をいただいたものから、都市計画案として手続きに入っていきたいと考えています。 今後も引き続き、地域のご意見等もお聞きしながら、地域に親しまれる公園整備や管理運営に努めていきます。
事前説明や周知徹底が図られていない。	今回の都市計画公園・緑地の見直しにあたっては、市のホームページ以外に、市役所や各区役所、出張所、大阪市サービスカウンター、市民情報プラザ、中央図書館及び各地域図書館に、見直し素案を配架して、8月1日から9月30日までの2カ月間、パブリックコメントを実施するとともに、見直し対象の公園がある18区においては、8月5日から9月6日までの間（平日夜間7時から8時半まで）、区民ホール等で説明会を開催し、その旨を8月1日発行の区政だよりや市のホームページで周知させていただきました。 あわせて、見直し対象公園のある地域においては、見直し素案の内容や今後の手続き、意見提出先や問い合わせ先、各説明会の開催等を記したビラを作成し、関係する連合町会や町会への説明をはじめ、区域内にお住まいの皆様には戸別配布させていただきました。お問い合わせやご質問については、窓口や電話で随時対応しています。
意見募集の期限が短く、大々的な案内もない。市の案内の配布も唐突であった。	
説明会の案内は、誰にどのような範囲で配っているのか。地権者だけでなく一般の方も公園を利用すると思うが、そういうところにも連絡しているのか。説明会の出席者が少ないが、区内でこれだけ興味無いとは考えられない。周知範囲が狭い、かつ配布から開催まで性急すぎるのでは。つい先日案内を見たところで、今日開催している。来るなという態度に見える。	
都市計画を廃止するにあたり、利害関係者（住民、地権者）の同意や承諾は必要ないのか。	都市計画区域を廃止することについて法律上は利害関係者の同意や承諾を必要とはしていませんが、これまで長期にわたり都市計画公園区域としてきたことを廃止することについて、地権者や地域への周知や説明は必要と考えます。
都市計画手続きで、議会の承認は必要か。	都市計画決定手続きにおいて、議会承認は必要ありません。なお、都市計画決定にあたりましては、学識経験者及び市会議員で構成される都市計画審議会です承りいただいて決定することになります。
実際の変更（効力が発揮するのは）はいつか	平成26年春の都市計画変更を目指しております。なお、都市計画審議会です承を得た後決定告示を行い、その告示日より効力発生となります。

いただいたご意見・ご提言（要約）	本市の考え方
決定したことは、どのように知ることができるのか。番地単位でわかるようになっているのか。	都市計画変更が決定すれば、本市の公報で告示し、決定内容の詳細は、大阪市役所7階の都市計画局において都市計画図（縮尺1:2500）を縦覧しています。また、大阪市ホームページのマップナビおおさかにおいても、告示日から変更後の都市計画施設の区域をご覧くださいことができます。 なお、マップナビおおさかでご覧いただく図面は、住居表示の番地で検索できます。
区長は見直し素案を認識しているのか、市長は知っているのか。	今回の「長期に事業未着手の都市計画公園緑地の見直し素案」については、7月25日開催の戦略会議（市長、副市長、区長代表、関係局長で構成）に諮り、市としての決定をした上で手続きを進めております。各区長には、各区内の都市計画公園・緑地について会議等の場で説明した上で進めています。
区長はなぜこのような説明会に参加していないのか。区長はこの素案についてどう考えているのか。	

いただいたご意見・ご提言（要約）		本市の考え方	
事業実施について			
平成26年春に都市計画決定された場合、具体の整備スケジュールはどうなるのか。		今後残る都市計画公園・緑地につきまして、改めて事業の優先度等の整理を行い、計画的に事業を推進していきます。	
土地の強制収容はないと説明があったが絶対か。		法律上は強制収容を行うことも可能ですが、今まで公園事業を実施するにあたりまして、強制収用による公園用地の確保を行った例は少なく、現段階では強制収用は考えていません。	
整備計画図は、国に事業認可の手続きを行った際の図書とのことであるが、地元への説明なしに手続き図書として使用して良いのか。		都市計画法では、事業の認可又は承認の告示があったときは、施行者は、すみやかに、事業の概要について事業地及びその付近の住民に説明する等の措置を講ずることとされています。 そのため、事業認可区域内における用地取得に際し、区域内の方に整備計画図などをもとに事業内容の説明や事業協力をお願いし、用地取得並びに公園整備を実施しています。	
今後の公園・緑化施策について			
人口減少社会に伴い、工場・集合住宅などの廃棄・整理統合などが予想され、大きな空間の創出が予想される。この時を想定して、大阪市の公園計画や緑化を準備する時代に来ているのではないかと。50年、60年先を見据えた抜本的な計画作りに取り掛かるべき。		本市では、これまでも都市計画公園緑地として区域を定め、計画的に用地取得し公園整備を実施してきたもの以外に、都市公園が少ない地域などにおいては、工場跡地などまとまりや規模の大きい用地の取得が可能な際に、適宜公園用地として取得し公園整備を実施してきました。	
緑地や公園は多い方がいいが、住民を立ち退かせてまで作るのはいかがでしょうかと思う。予算も時間もかかるので、すでに空いている土地、人の住んでいない土地を利用したほうがいい		今後も、社会情勢の変化に対応した、効果的で実現性の高い公園計画や緑化手法を検討していきます。	
見直しはいいが、大阪市域の緑がかなり少ない中で、かなりの計画が減る。また、事業費も3,684億円が減少する。何かほかの施策に使うのか。		現行計画で事業実施した場合の事業費（約4,140億円）は試算であり、市の予算として確保しているものではありません。今後、計画的な事業推進に向け、公園緑化事業の推進に向け予算確保に努めていくこととなりますが、大阪市全体の事務事業の中での優先度などを勘案し計上されていくこととなります。	

河川沿いの公園（百済公園、大和川公園、杭全公園）について

百済公園や大和川公園、杭全公園など、河川沿いの空地は、たとえ小河川であっても、地震火災発生時の防災上、さらには緑のアメニティ上非常に重要である。阪神大震災時には神戸市内の河川沿いの空地は避難地としての効果を発揮し、平常時には散策路として利用された実績があり、震災以後は防災緑地軸として位置付け、河川沿い緑地の整備を積極的に進めている。大阪市においても、南海地震による災害の危険性や復興を考えると、河川沿いの区域指定は連続した状態で存続させておくべきと考える。

今回の都市計画公園緑地の見直しにおきましては、長期に建築制限がかかっている事業未着手の民有地部分を主に、必要性や代替性等を検証し区域の見直しを行っています。河川沿いの公園は、大阪市域内で城北公園や毛馬桜之宮公園、中之島公園、東横堀公園など数多く存在し、河川管理者である国や大阪府、市の河川部局、また道路管理者とも、区域や整備、管理の調整や確認を行った上で見直し案を作成しています。

河川や道路、公園の管理区域や整備においては、連続性や一体性を損なうことがないように、また、市民や地域の利便性の向上、災害時の避難場所確保についても、今後も引き続き行政間で連携して対応していきます。

いただいたご意見・ご提言（要約）	本市の考え方
その他	
これまでの年度ごとの整備状況はどうなっているのか。示してほしい。	大阪市の年度ごとの整備状況については、大阪市ホームページに掲載している大阪市都市公園一覧表 V.大阪市の都市公園の推移において、昭和39年から現在までの公園面積及び箇所数等を示しております。ホームページアドレス： http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000009739.html
都市計画公園区域が廃止されれば、建築制限が無くなるとのことであるが、固定資産税・都市計画税は何か影響あるのか。	固定資産税評価においては、都市計画公園等の都市計画施設の区域内にある土地で、かつ、現に建築制限を受けている場合は、建築制限を受ける地積の割合及び付近の土地の利用度等を総合的に考慮のうえ、固定資産（土地）の価格の減額が必要な場合に、減額補正を適用しています。 都市計画公園の区域が廃止された場合、建築制限が無くなるため、上記補正の適用を受けている土地については、適用対象外となります。 固定資産（土地）の価格は、3年に一度の基準年度に、地価動向や補正の見直し等を踏まえて見直しを行う（評価替えといいます。）こととされています。 次回の基準年度は、平成27年度となりますが、評価替えの結果、仮に価格が上昇した場合であっても税負担の調整措置が講じられているため、急激に税負担が上昇するものではありません。
公園の見直しに合わせて、用途の見直しはあるのか。	都市計画公園緑地の見直しに関連した用途地域の変更の予定はありません。
上町断層の上にある阪神高速が撤去された場合には、跡地に難波・塩草・敷津公園のような公園を作してほしい	将来の公園緑化に関するご意見ご要望としてお聞きし、今後のまちづくり全体の中での参考とさせていただきます。
先日、大阪歴史博物館から南を見たら、非常に多くの高層・超高層がありました。天王寺・阿倍野駅から北では、ほぼ全域で遺跡が発掘されているようですが、今のように超高層が増えると地下の遺構が破壊されるのではないのでしょうか。上町台地は日本最古のものや大阪城・難波宮・四天王寺といるいるあるので京都や奈良にも匹敵すると考えます。京都や奈良に超高層はたぶんないと思いますし、これから建つこともないでしょう。どうか上町台地もその方向性でお願いします。	上町台地周辺は、文化財保護法により土木工事の際に届出・発掘調査が必要となる周知の埋蔵文化財包蔵地となっています。工事の際には、個人住宅や道路工事も含めて、行政に届出の必要があり、遺跡に影響が生じる場合は、記録保存の発掘調査を実施するなど、保護をはかるような手続きとなっています。
おもしろくないこぎれいな公園を増やすより、街路樹とか道路脇の植栽をもっと充実させてほしい。	公園は都市における貴重なオープンスペースであるため、今後も快適に公園を利用していただけるよう努めていきたいと考えています。一方、本市としても、生活の中で実感できる緑の創出に街路樹や道路沿いの緑化も非常に重要と考えています。頂いたご意見は今後の緑化推進の参考とさせていただきます。

いただいたご意見・ご提言（要約）	本市の考え方
街路樹の枝は切り過ぎ、もっと葉を繁らせて木陰をふやせばヒートアイランド現象もましになると思う。	広幅員の幹線道路などにおいては、環境歩道幅等一定制約はあるものの、ヒートアイランド現象の緩和とともに快適な都市空間の創出、さらには実感できる緑の創出に向け、沿道の住民のご理解も得ながら、できる限り樹冠を残せるような維持管理に努め、少しでも木陰を増やしていけるような取組みを進めていきます。
空いている土地をはできるだけ舗装せずに草地にしておくほうが温暖化対策、出水対策に良いと思う。	地球温暖化対策やゲリラ豪雨対策が全国的な都市の課題となっている中で、非舗装化などによる緑被地の増加の取組みについても、今後検討・実施していきます。

いただいたご意見・ご提言（要約）	本市の考え方
梅田北ヤードにビルなんか建てずにセントラルパークみたいな広い公園にすれば良かった。ＪＲ梅田貨物線がもし廃線になるなら跡地を通して淀川に至る運河を掘って水鳥の来る自然公園にすればいい。	うめきた2期区域のまちづくりについては、国、地元自治体、経済界等で構成される「大阪駅周辺地域部会」において議論されており、「みどり」を中心とした、斬新で独自性が高く、世界に強く印象づける「大阪の顔」となる都市空間をもつまちづくりの実現に向け、関係者間で取り組んでおります。今後も、うめきたの開発にあたり、緑豊かな地区となるよう取組みを進めていきたいと考えています。
道路や公園整備に費用が掛かるというのに、淀川左岸線のような道路を都市計画決定しようとしているのはなぜか？現在、計画決定している道路や公園の整備が先では？	現在阪神高速道路の環状線には、都心部を目的地としない通過交通が流入しています。淀川左岸線延伸部は、それら都心部での交通混雑の緩和や市街地環境の改善に資するだけでなく、国の都市再生プロジェクトである「大阪都市再生環状道路」の一部を構成し、大阪湾岸地域と名神高速道路等とを結ぶ広域交通ネットワークの強化に資する重要な路線として、大阪・関西の経済成長に果たす役割は大きいと考えています。また利用者の負担を中心に考えるような制度について、大阪府をはじめとする関係自治体と連携し、国へ提案・要望を行っています。
鶴見緑地について	
今回廃止する城東区内の鶴見緑地については、細長い形だが、なぜこのような形で決まっていたのか。	鶴見緑地の都市計画見直しにおいては、改めて公園緑地としての必要性を評価するとともに、代替機能の有無の評価を行い、公園として既に開設している部分で公園機能や緑が一定確保できることから、素案では事業未着手となっている民有地や道路部分の計画を廃止し、都市計画区域外で既に開設している部分を計画区域に追加することとしました。 鶴見緑地は、服部緑地や久宝寺緑地、大泉緑地とともに、昭和16年に防空緑地として都市計画決定されました。当時、この4大緑地は、戦禍における避難場所や延焼拡大を防ぐ目的で計画されたもので、当時の鶴見緑地の計画地周辺は農地ばかりで、今のような道路や道路計画もなかったことから、当時に存在していた都心側の道路から鶴見緑地中央部に至るアクセスやアプローチを鶴見緑地内で確保するために、このような形状の区域となっています。

いただいたご意見・ご提言（要約）

本市の考え方

公園区域内の社寺に5階建ての塔が建っているが、建築規制がある中でなぜ建てられるのか。

都市計画公園区域内では、将来の事業化の際に事業が円滑に実施できるよう、建築物を建築等する時に市長の許可が必要となり、原則として3階建以上の階高や鉄筋コンクリートの構造等は建築できないなどの建築制限がかかっていますが、鶴見緑地では、平成8年から3階建てまで建築可能となっています。その中で、区域内の学校や社寺など公共的利用がなされているものについては、階数や構造などにおいて設置者と協議し、許可しているものがあります。

許可をしている社寺では、一般的な用途容積等の規制以上に、空地部分を確保し、敷地内緑化に努め、災害時には地域の避難場所として利用できることを条件に許可しています。

夕陽丘公園について

天王寺区夕陽丘地区は、古くから寺社仏閣が軒並び、緑地、景観においても十分な状態である。今後も、これらが時代の流れや社会情勢の変化によって失われる恐れもなく脈々と後世に残されることと思う。

所有する建築物は老朽化が進み、参拝者の増加等に早急に対処する必要があるが、建て替え工事等を行うことは現在の都市計画では適わない。これまでの裁判事例の判決や社会資本整備審議会の答申、法令改正の動きを照らし合わせれば、早期に公園計画を見直す必要があることは明らかである。

天王寺区夕陽丘地区の都市計画公園計画を、早急に見直すことを提言させていただきます。

夕陽丘公園の都市計画見直しにおいては、改めて公園緑地としての必要性を評価するとともに、代替機能の有無の評価を行い、計画区域内の社寺や墓地、また、風致地区に指定されていることで緑や空間が代替できることから、素案では事業未着手となっている区域の計画を廃止することとしました。なお、公園用地として取得している部分は素案では計画を存続することとしています。

夕陽丘公園内に多く立地する社寺や墓地は、一般宅地と比べて一定継続性があることから、ヒートアイランド対策の熱環境、災害時の火災延焼を遮る防災、住生活環境向上の緑の景観など、都市計画公園に求められる様々な機能や役割を代替できると考えています。

市民並びに地域の方々のご理解をいただき、できる限り早期に都市計画決定の手続きを進めてまいります。

なお、夕陽丘公園におきましては、都市計画公園区域の廃止後は、風致地区の規制の範囲内で建築いただくことが可能となります。

大阪市の自然の緑について、今後のあり方や骨格的な緑の生成策などを示してほしい。

新・大阪市緑の基本計画（平成25年11月策定）では、今後の「緑の将来像」を示しており、その将来像の実現のための施策の方向性や具体的な取組み施策などについて示しております。ホームページアドレス：
<http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kensetsu/0000239833.html>

社寺が立地している箇所の廃止は妥当。それ以外の民有地部分を廃止すれば、天王寺公園から生玉神社への緑は分断されたままになる。

天王寺公園から生玉神社に続く夕陽丘地区は、昭和初期から風致地区に指定され、都市内における自然的風致や良好な環境の維持が図られてきました。

風致地区では、建物の新築や増築、宅地造成や土地の形質変更等に許可が必要で、建ぺい率40%以下、建築物の高さ1.5m以下、道路境界線から1.8m以上、隣地境界線から1m以上の壁面後退、木竹伐採の制限など規制がかかりますので、民有地内においても空間や緑が確保されています。

今回の都市計画公園の見直しに際しては、当地区を、新・大阪市緑の基本計画（平成25年11月策定）において「保全配慮地区」として位置付け、保存樹・保存樹林制度等の活用を図るなど、貴重な緑を保有されている社寺等と連携しながら、今後も緑の保全に努めていきます。

特に、樹木が密集し地区全体の緑量の大半を占める斜面緑地については、市有地として保有している以外の民有地に関して、所有されている社寺等とも協議連携して保全に努めてまいります。

斜面緑地の樹林をどのように維持・保全していくかについては、慎重な具体性のある検証が必要。地域性緑地等で代替できるという判断の根拠を示してほしい。風致地区によってどんな要素・状況がどのレベルまで代替しうるか示してほしい。

いただいたご意見・ご提言（要約）

本市の考え方

このエリアの墓地では樹木はほとんど見られない。代替策としての墓地に何を期待しているのか。
また、寺社、墓地等であることによって、それが継続されるかどうかの見通し・判断の根拠は何か。

墓地は、一般的に外周部の樹木だけでなく、高密度の都心部においても建築物のない空間が確保され、また、砂利や敷石など自然面が多いことから、ヒートアイランド現象の緩和や豪雨時の浸水危険回避、災害時の火災延焼の遮断など、都市公園機能の一部を補完していると考えています。

地域などで多くの方が利用される社寺や墓地は、一般宅地と比べて緑を有する開放的な空間であり、また一定継続性があるものと考えています。

今回、都市計画公園・緑地の見直し素案において、社寺で都市計画区域を廃止するものについては、土地利用転換や所有権移転まで規制することはできませんが、社寺を中心に多くの既存の緑が存在している夕陽丘公園や聖天山公園、杭全公園などにおいては、新・大阪市緑の基本計画（平成25年11月策定）において「保全配慮地区」としても位置付け、保存樹・保存樹林制度等の活用を図るなど、貴重な緑を保有されている社寺と連携しながら、今後も緑の保全に努めていきたいと考えています。

今回の廃止は十分な検討検証の結果なのか疑問である。存在効果について現地調査をふくむ詳細な検討結果等を示してほしい。

夕陽丘公園の見直しに際しては、改めて公園緑地としての必要性を評価するとともに、他に代替があるかないかの評価を行った結果、社寺や墓地、また、風致地区に指定されていることで緑が空間が代替できることから、事業未着手部分の社寺や墓地及び民有地については都市計画区域を廃止することとしています。

夕陽丘公園においても、存在効果における緑の分布や緑量の把握を行っています。

いただいたご意見・ご提言（要約）

本市の考え方

夕陽丘公園・天王寺公園について（風致地区）

大通りに面した場所はみどりが少ないように感じる。せめて、風致地区を大通りに面した例外のない判りやすい長方形に改めることにより、この地域全域を守っていただきたい。この地域は上町台地のみどりや文化において要となる地域である。

真言坂付近も風致地区に入っていない。また、四天王寺東側や逢坂東側が風致地区から外されている。

夕陽丘公園について、緑などが確保できているから公園計画がなくなるということは理解できるが、周辺に寺が多くあり緑が多くあるのに、なぜ建ぺい率が40%なのか。もう少し建ぺい率をいただきたい。（せめて60%）

夕陽丘公園について、国道25号線沿いであるが、都市計画区域が見直されたらどのような影響があるのか。どのような種類の建物が建つのか教えてほしい。

天王寺公園であるが、都市計画公園内ということでこれまで建築制限があり、2階建て、（高さ）15m、地下はだめ、建ぺい率40%となっていたが変更はないのか。地下はどうか？鉄骨・鉄筋は？

夕陽丘公園は、公園化は外れるが風致地区は残るということか。どのような制限が残るのか、具体的に教えてほしい。

夕陽丘であるが、風致地区については、中の見えない塀はだめということで高さの制限があったと思うが、高さの制限はどこまでか。

風致地区は、都市における風致を維持するために定められた地域地区です。「都市の風致」とは、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観といえます。従いまして、風致地区は、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものです。

真言坂付近については、昭和49年に都市計画公園生玉公園の変更にあわせて風致地区を廃止しています。四天王寺、逢坂については、社寺や公園の景観を保全するため、風致地区の指定を行っています。

風致地区では、都市における樹林地や水面、丘陵、その他の自然景観を主体とした区域や、自然風致と調和した住宅地等の市街地の区域について、建ぺい率や建築物の高さの制限、また、壁面後退を定め、木竹の伐採を規制することで、都市の風致を維持しています。

なお、条例施行（昭和45年6月14日）前からの既存の狭小敷地などで、植栽等の十分な措置がなされる場合においては、建ぺい率及び壁面後退など一部の制限緩和されることがあります。

都市計画公園区域内では、将来の事業化の際に事業が円滑に実施できるよう、建築物を建築等する時に許可が必要となり、原則として3階建以上の階高や地下階、鉄筋コンクリートの構造等は建築できないなどの建築制限がかかっています。今回、公園見直しで公園区域が廃止されれば、この都市計画公園区域内としての建築制限は解除され、生玉公園、夕陽丘公園、天王寺公園の区域内においては、風致地区の規制がかかっておりますので、その風致地区の規制の範囲内で建築することが可能となります。

なお、風致地区においては、建物の新築や増築、宅地造成や土地の形質変更等に許可が必要で、建ぺい率40%以下、建築物の高さ15m以下、道路境界線から1.8m以上、隣地境界から1m以上の壁面後退、木竹伐採の制限などの規制を定めています。

道路面に設ける塀については、生垣又はフェンスを標準とし、高さの制限はありません。なお、それ以外の仕様の塀は、高さ1.5m以下の制限となっています。

いただいたご意見・ご提言（要約）

本市の考え方

桃ヶ池・長池・長居公園について

道路部分を廃止するにしても、地図などでみどりのつながりを示す案内があるとよい。また、ＪＲ阪和線沿いにおいて駅や高架などの緑化、緑色を基調とした外観への変更などができないでしょうか。

今後、日常の生活の中に緑を実感していただけるよう、今後の取組みの参考とさせていただきます。

道路部分は総合大阪都市計画時に公園道路として構想されており、戦災復興都市計画を経て、都市計画決定によりその考え方を引き継いできた。この指定の廃止は、将来の緑の連続性や将来の緑のまちづくりの可能性を失ってしまう。計画決定を維持しつつ、用地買収以外の方法を企図することや、道路緑化やコミュニティ道路計画とのさらなる連携を期待したい。

今回の都市計画公園・緑地の見直しにより、現状道路となっている部分については、既に市街化され道路として機能している中で、道路空間と街路樹等の緑で公園道路に代わる機能を一定有していると考えており、素案では生活道路を廃止して公園化を行うことは現実的ではないため、廃止としました。

いただいたご意見・ご提言（要約）

本市の考え方

桃ヶ池公園について

遥か昔の計画に妥当性はなく、町会を丸ごと無くすような無茶な計画は受け入れ難い。地域住民は、公園の清掃や植樹などの地域活動に協力してきた。地域住民を尊重し、何十年も昔の計画を見直ししてほしい。

公園計画の存続は、時間と税金の無駄使い。現状の公園で十分。市の今の財政状況で、住宅の撤去に莫大な費用をかけ、立ち退きまでして公園整備するメリットがない。今回を機に計画を白紙にすべき。

公園内に居住しているから、公園利用者や公園内通行の安全が確保されている。住人を追い出して芝生を植えても、治安が悪くなり荒廃するだけ。計画を再検討すべき。

公園や緑が必要であれば、阪和線高架跡地であればよい。大きな公園は長居公園があれば十分。

事業を実施すれば、立ち退き料を支払い、税金で遊歩道を整備し、公園清掃員を増員し、市有地占用料も入らなくなる。市にとっても何も良いことがない。

地域住民の合意が得られるのであれば賛成するが、立ち退きを強要してまで行うべきか疑問。陸地面積が少ないのであれば埋め立てすればよいのでは。

立ち退きは老人にとってつらく、苦痛。立ち退く金がない。

従来の240年が30年に短縮されたがまだ長期間。これまで60年間放置され、今後30年となれば計画存続の妥当な期間は超えているのではないか。計画を廃止すべき。

見直し素案に大賛成。立ち退き大賛成。万代池のような外観がよい。

公園計画の対象となる市有地上の居住者が家を建て、勝手に桃ヶ池を埋め立てして私物化するだけでなく、他人に建物を貸し付けている。都市計画を実施して地域の道路も拡幅し、ゴミ収集車や緊急車両が入る正常な住環境を純粋に望んでいる。

これまで桃ヶ池公園周辺の地域住民の方々には、公園の清掃活動など日頃から多くのご協力をいただいております。

桃ヶ池公園の都市計画見直しにおいては、改めて公園緑地としての必要性を評価するとともに、代替機能の有無、また実現性の評価を行い、総合公園としての機能を発揮するために素案では計画を存続することとしました。

桃ヶ池公園周辺には、長居公園や長池公園、また、今後緑豊かなネットワーク空間として整備予定の阪和線跡地（天王寺大和川線）などがありますが、桃ヶ池公園は市内でも数少ない池と緑に囲まれた総合公園であり、総合公園自体が市域全域の利用者を対象に、休息や鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的としていることから、運動公園である長居公園や、主に徒歩圏域の利用に供する地区公園の長池公園や阪和線跡地の緑化公園整備とは位置付けの異なる公園となります。

今回の市内全域の都市計画公園・緑地の見直しにより、これまで必要としていた事業費が大幅に削減することができ、桃ヶ池公園のように計画を存続する公園においては、概ね30年以内に公園整備ができる実現性のあるものと考えています。

しかし、今回の意見募集や説明会で、地域の皆様より将来の整備内容や公園内の治安確保、適切な維持管理のあり方などについてご意見をいただきました。これを受けて、当該公園計画について再検討を行う必要があると考えております。

また、ご意見をいただいております池の埋め立てなどの行為につきましては、今後、適切に対応していきたいと考えております。

いただいたご意見・ご提言（要約）	本市の考え方
市が長期にわたり放置していた市有地を、少しでも早く善良な地域住民のためのより良い環境づくりの計画実現を望み、応援している。	本市の考え方は、前ページに記載のとおりです。
市が土地を取得していながら何十年も放置し、忘れ去られていたと思っていた。公園西側では市有地上に池ぎりぎりまで家が建ち、道路事情も悪く、地震や火災時に緊急車両も入れない。素案どおり計画を存続し、一日でも早く公園整備の着手を望む。	
緑の空間や散歩道は大賛成。災害時の緊急車両が通行できるよう、また地域の防犯対策にしっかり取り組んでほしい。	
市の公園整備イメージ案は良い。私有地の事業実施は困難なので市有地から優先して進めれば良いのではないか。	
桃ヶ池公園について（公園管理）	
公園事務所が長居に統合され、池の柵や電灯の修繕等もすぐ対処してもらえない。公園を広げるより現状を見てほしい。	池の柵は順次更新しているところです。公園灯については日常点検し管理に努めているところですが、対応できていない部分でお気づきの点についてご連絡いただけたら、できる限りの早い対応をさせていただきたいと思います。
現在でも人手不足で草がボウボウ、水撒き不足で木は枯れ、それを住民が補っている。事業をする予算があるのなら現状の整備（水質改善、土手補修、伐採した桜の木のかわりの植樹）に使ってほしい。	公園管理について住民の皆さまのご協力ありがとうございます。池の水質改善につきましては、池の流入水が雨水だけで、湧水もほとんどないことから、改善が困難な状況にありますが、改善手法について引き続き検討していきます。池護岸の補修や桜などの植栽は、今年度も実施する予定です。
地域住民が草刈り、掃除、水撒き、不法投棄の処分などに協力していることをご存知か。	公園管理について地域のご協力は公園事務所としても把握しているところです。これまで桃ヶ池公園周辺の地域住民の方々には、公園の清掃活動など日頃から多くのご協力をいただいております。
南西角側のちびっこ広場は、子供の利用が少なく、夜遅くまで騒ぎゴミを捨て、近所の人々が掃除している。空き缶を近所の家に投げ込むなどしているので防犯カメラを設置してほしい。	当該ちびっ子広場の利用状況や地域から見た必要性なども踏まえ、今後の対応について調整させていただければと考えています。
数年来、特に夏場は花火や騒音がひどく、区や警察、公園事務所にも相談しているので、この問題解決も合わせて検討してほしい。	夜間の花火などの騒音については啓発看板の設置をしています。今後も、地域をはじめ、区や警察とも連携して公園の治安維持に努めていきたいと考えています。

いただいたご意見・ご提言（要約）	本市の考え方
何十年もあった桜の木をあっさり切ってしまう行政のやり方が理解できない。いつも事後報告。	護岸整備等で工事に支障になり、やむなく撤去したり、幹や枝の腐蝕により危険な木があり安全面から撤去しています。今後、木の撤去等については地域の方々へもお伝えするように努めていきます。
池の流れが悪い。もっときれいな池にしてほしい。	池の流入水が雨水だけで、湧水もほとんどないことから、改善が困難な状況にあります。改善手法について引き続き検討していきます。
池西側の樹木が伸びて電線にからみ危険なので公園局に何度も連絡するが一向に動こうとはしない。でたらめな公務なら辞めてほしい。	民家建屋の背後から道路に張り出す樹木（民有地内のクスノキ）が電線にかかっているものであるため、公園管理者で対応ができないものです。電線にからみ危険な状態であれば、電力会社に相談されると対応していただける場合もあるとの事ですので、電力会社に一度ご連絡ください。
民間業者に公園整備や管理を委託していると聞くと、公園は荒れ放題。	今後も、少しでもきれいな公園を利用いただけるよう、適正管理に努めていきたいと考えています。
池の底はゴミや不法投棄があり、フェンスは古く危険で草は生い茂っている。長居公園や万代池公園はきれいに手入れされている。今の公園を美しくしていくことが大切ではないか。	池のフェンスは、順次更新しているところです。今後も、ご意見を踏まえ適正な公園管理に努めていきます。
放置されるゴミや夜中の騒音、清掃は定期的に実施されるのか。	清掃は作業員を週3日配置している他、地域の皆さまにご協力を頂いているところです。今後も、地域をはじめ、区や警察とも連携して公園の治安維持に努めていきたいと考えています。
桃ヶ池の島の中で、池の堀までの敷地を市から賃貸料を支払って借りている。池の堀が倒れかけており、直してほしいと公園側に言っているが、数年前に説明があってから返事がなく、いきなり公園見直しの説明では納得できない。堀等の護岸改修を市が放棄するのならそう言ってほしい。	ご意見にある護岸際については賃料を頂いている区域ではないと認識しておりますが、認識の相違のあるかたもおられることもあり、護岸改修への対応への必要性も含め、今後検討を進め、地元の方の理解を得ていきたいと考えています。

いただいたご意見・ご提言（要約）	本市の考え方
桃ヶ池公園について（公園整備）	
池の周回路は、最近整備された池北東部のようでなく、尾瀬のような木製の道や植樹など、散策を楽しめるように。幅が広いと釣りをする人が出て通行に邪魔になる。	事業実施時には、公園の利用状況や今回いただいたご意見、さらには地域の方のご意見・ご要望等も取り入れながら、詳細の整備内容を確定させ、公園整備を実施したいと考えています。
公園内が迷路のよう。升目の道路のように検討してほしい。	
池側に常緑樹を植えてほしい。	
多くの市民が利用される公園とするのなら、駐車場や駐輪場も必要となるが、計画に何も示されていない。公園整備の再検討が必要ではないか。	

いただいたご意見・ご提言（要約）	本市の考え方
桃ヶ池公園について（道路占用）	
占用許可も受け、リフォームしたばかり。投入する税金がもったいない。	いただいた貴重なご意見は、今後の参考とさせていただきます。
道路占用で払っている金を、公園管理の財源に。そうならば払いがいがある。	
公園計画が廃止になれば、占用料を30年以上支払っている人や住んでいる人には無償譲渡すれば、固定資産税が毎年入り良いと思う。	
占用部分は大正時代に市側から「家を建てましょう」と斡旋されて家を建てたと聞いている。大阪万博前後の時期には、住民に対して市有地払い下げの提案があった経緯も皆知っている。建替えや譲渡、売買に制限があるので、古い家屋や空き家が存在し、若い人が戻りにくい。	
借地居住者の大半は、立ち退き料をもらったところで、賃料も土地代も高いので市内には住めない。	当公園西側道路（住吉区329号線）は、都市計画公園区域内にあり、本道路整備については本都市計画事業実施に合わせ整備していくことになると考えていますが、今回の意見募集や説明会で、地域の皆様より将来の整備内容や公園内の治安確保、適切な維持管理のあり方などについてご意見をいただきました。これを受けて、当該公園計画について再検討を行う必要があると考えております。
市有地上に邸宅を何軒も新築し、賃貸建物を貸し付け、池を埋め立てて土地を広げるなどの行為を行っている者が、都市計画区域の存廃について運動をしている。公園整備計画が廃止になれば、未来永劫市有地上に固定資産税すら払わず住める権利を確保できると考えている。市や公園局はこのような状況を知りながら目をつぶっているのは、固定資産税等を納税している善良な市民に対する裏切りである。もっと状況を調査し解決を図るとともに、早急な事業実施を検討すべき。	
市が公募で住まわせた経緯などないはずで、勝手に家を建て居住権を主張して住み続けている。借地権はどうなっているのでしょうか。一部はハイムや長屋といった形で家賃収入まで得ている。500人弱の住民のために266万市民の公有財産が利用できなくなっている。	住民の方々は、本市より道路占用許可を受け、使用されております。また、事業実施までの新築、建替えについては、階数など一定制約を設けており、その範囲内であれば認めています。許可条件の中で、本市の事業実施の際にはご退去頂くことになっています。
池の周りの土地は、もと公園課の土地で今の地主が買い取ったと聞いた。ではなぜ払い下げたのか理解に苦しむ。立派な家が何軒も立ち並んでからでは遅すぎる。	
将来、買収や立ち退きの予定があるのであれば、なぜ新築や建て替えを許可するのか。	
市の借用の書類が「市が求めた際は更地にして立ち退く」の文面に変わっている。不法占拠ではないので、強制的に立ち退かされることがないように考慮してほしい。	

いただいたご意見・ご提言（要約）

本市の考え方

市有地の占用料が平成13年から平成20年までで一割上がっているが、平成20年度から10年で倍になると他から聞いた。そのような値上げは説明会を開催して説明すべき。

固定資産税評価額を基に占用料を算出しておりますので、評価額の変動に伴い、占用料についても増減します。

東横堀・西横堀公園について

公園上空の阪神高速道路は上町断層上にもあることから再建することは極めて危険。グランドデザインにあるように高速道路が撤去・地下化された場合、区域の追加をする必要もある。一部でも廃止するのは問題かと思う。

西横堀公園の都市計画見直しにおいては、改めて公園緑地としての必要性を評価するとともに、代替機能の有無の評価を行い、事業未着手となっている民有地については、周辺の都市公園等で公園機能や緑が一定確保できることから、素案では計画を廃止することとしました。

また、東横堀公園の都市計画見直しにおいては、西横堀公園同様、必要性や代替機能の評価をするとともに、実現性の評価を行い、事業未着手となっている民有地については、周辺の都市公園等で公園機能や緑が一定確保できることから、素案では計画を廃止することとしました。なお、河岸の河川環境整備等が計画されている部分は素案では計画を存続することとします。

阪神高速道路については、阪神・淡路大震災を踏まえ、既設の橋梁、高架部に対して耐震補強を行っています。グランドデザイン・大阪は、2050年を目標とする今後の大阪の大きな方向性として、高速道路の撤去・地下化に関する取り組みを掲げているものであります。

中之島公園について

土佐堀通りから浜部分へのアクセスとして計画していた部分は、災害時の避難通路や土佐堀通の内水氾濫抑制の観点から計画の存続、実行をお願いしたい。

中之島公園の都市計画見直しにおいては、改めて公園緑地としての必要性を評価するとともに、代替機能の有無の評価を行い、公園として既に開設している部分で、公園機能や緑が一定確保できることから、素案では事業未着手となっている民有地の計画を廃止することとしました。なお、河岸の河川環境整備等が計画されている部分は計画を存続することとします。

中之島公園の八軒家浜エリアにおきましては、大阪府の河川事業で整備された八軒家浜の河川沿いの一部を、都市公園として整備管理しています。公園へのアクセスは、天神橋から八軒家浜やその公園部分に直接行くことができるよう八軒家浜整備時に既に整備がされておりますので、今回、土佐堀通りからのアクセス部分の区域を廃止することとしました。

なお、土佐堀通りの内水氾濫抑制については、道路の管理において対策の検討や排水設備の設置等の工事を実施しており、今回いただきましたご意見についても所管工営所に伝えています。

諏訪公園について

都市計画公園に指定された場合、再整備を実施するのか。また、再整備を実施する場合いつどのような整備を実施するのか。

諏訪公園の都市計画見直しにおいては、改めて公園緑地としての必要性を評価するとともに、代替機能の有無の評価を行い、素案では事業未着手となっている民有地の計画を廃止し、隣接するコミュニティ広場(小学校跡地)を追加することとしました。

再整備と言われております公園に向けた整備についてですが、現在既に広場などがあり、利用され親しまれている現状もあるため、基本的には現在の形態を可能な限り活かした公園整備を行っていきたいと考えています。公園整備の時期・内容につきましては、今後も地域の方々とも調整させていただきながら進めていきたいと考えています。

市の公園として管理はいつからか。その場合はどのような管理とするのか。学校施設開放事業の地元管理とどう違うのか。

大阪市の公園としての管理は、都市公園として開設した時点からとなります。また、学校施設開放事業では運営委員会が施設補修等や利用時間も含め管理をされているとの事ですが、都市公園になれば、大阪市が施設補修等も含め管理を行い、また広く地域の方に利用していただけるよう基本的には常時開放する公園として管理していくこととなります。

いただいたご意見・ご提言（要約）	本市の考え方
以前にいつでも誰でも入ることができる広場があったが、雑草が多く、犬や猫の散歩で糞が多く、少年のスポーツの場として衛生的にも良くないばかりか、夜間に少年のたまり場で騒がれるなど管理面に問題があったが、今は管理を徹底し、このような状態はなくなった。同様の管理が市でできるのか？	現在、学校施設開放事業の運営委員会が中心となって、地域の方で非常にきれいに管理されていることは本市としても認識しており、大阪市の都市公園となった後も、少しでも地域の方に快適にご利用いただけるような管理に努めたいと考えています。ただ、日々、地域の方で管理されている状態と同レベルの管理の維持は、ご指摘のように難しい部分もございますので、都市公園となりましては犬のフンなどにつきましては公園利用者へのマナーの啓発などにも取り組むとともに、今後とも地域のご協力も得ながら、よりよい公園にしていきたいと考えています。
城東区諏訪公園区域内の土地所有者ですが、全てを第一種住居等の用途地域にすると固定資産税が上がるので、建て替え等により、現在の土地区分では建てられない建物を建てる希望者のみ土地区分の変更をすればよい。全部の土地区分を変えるとすぐに新築する者以外は増税のデメリットの方が大きい。	諏訪公園の都市計画公園区域内は、現在、第一種住居地域に指定しています。今回の見直しにより、都市計画公園区域から廃止することに伴い、現在の用途地域を変更することは考えていません。 固定資産税評価においては、都市計画公園等の都市計画施設の区域内にある土地で、かつ、現に建築制限を受けている場合は、建築制限を受ける地積の割合及び付近の土地の利用度等を総合的に考慮のうえ、固定資産（土地）の価格の減額が必要な場合に、減額補正を適用しています。 都市計画公園の区域が廃止された場合、建築制限が無くなるため、上記補正の適用を受けている土地については、適用対象外となります。 固定資産（土地）の価格は、3年に一度の基準年度に、地価動向や補正の見直し等を踏まえて見直しを行う（評価替えといいます。）こととされています。 次回の基準年度は、平成27年度となりますが、評価替えの結果、仮に価格が上昇した場合であっても税負担の調整措置が講じられているため、急激に税負担が上昇するものではありません。
城東区諏訪の私道について、昭和40～60年代は3mの私道でセットバックはなかった。平成2年には2mのセットバックをし、道路は5mとなった。平成18年の建築物は道路部分を1mへらし、2mセットバックにより現況にこだけ4mとなっている。4mの道路であるならば、平成2年の段階で1mのセットバックでよかったのではないかと。また、東側は、すべて北側宅地の4mの道路負担により6mの道路となっている。城東区によりH18→H19年の固定資産税の減免額により道路負担は把握できるはず。大阪市の建築許可は何をしているのか疑問が残る。	ご指摘の道路は、建築基準法が施行（昭和25年）された、現に存在する4m以上の道路幅員を有する道路として、建築基準法第42条第1項第3号に該当する道路（私道）であります。 建築確認審査において土地の所有等に関する権利・管理については、建築主事が確認を必要とする事項となっていないことから、道路幅員が4m以上であれば申請者が提示する道路幅員で審査することになります。

いただいたご意見・ご提言（要約）	本市の考え方
諏訪公園について、これまで我慢してきたから、買い取ってもらうことはできないのか。	建築制限など都市計画による私権の制限は、公共の福祉の観点から財産権に内在するものであり、都市計画公園の区域の廃止に伴い、民有地の資産向上のための対応、道路施設整備等の実施、また、用地買収を行うなどの行為はできませんので、ご理解をお願いいたします。
諏訪公園について、結論は廃止かもしれないが、これまで建築制限がかかって我慢してきたことについてなにもないのか。土地の財産価値が上がるようなことはしてくれないのか。少なくとも区域内の道路の街灯をつけるなどの整備をしてくれないか。なにかしらのサービスができないか検討できないか。	
諏訪公園について、素案では諏訪会館も追加区域に入っている。今後、建て替えることはできなくなるのか。建築制限がかかるのか。	都市計画公園の区域において、集会所は公園施設として位置付けられていますので、その存続や建替えで建築制限がかかることはありません。

杉本町公園

杉本町公園であるが、南側にある墓地があり墓地への入口が公園内にある。1都2府10県から車で来られる。他の公園の中には10台ぐらい停まる駐車場が設置されているものがある。この杉本町公園も駐車場を整備できないのか。

杉本町公園の都市計画見直しにおいては、改めて公園緑地としての必要性を評価するとともに、代替機能の有無、また実現性の評価を行い、公園区域が分断された事業未着手部分は、廃止された線路敷で、この部分の整備により公園としての一体性を確保できるため、素案では計画を存続することとしました。
グラウンドなど大きなスポーツ施設がある規模の大きな公園で、その施設利用者が広範囲にわたり、車利用が見込まれる公園緑地については、駐車場を設置しているケースがありますが、杉本町公園のような主に地域の方々が利用する規模の小さな公園においては、車利用を想定していませんので駐車場は設置していません。

加島中央公園

「公園機能（幹線道路からのアクセス）の向上を図る」ため存続するにも関わらず、同じく道路に面する都島公園や泉尾公園については廃止とされてしまっており、基準が不明。

加島中央公園の都市計画見直しにおいては、改めて公園緑地としての必要性を評価するとともに、代替機能の有無、また実現性の評価を行い、事業未着手となっている民有地部分について、他事業との一体整備の実施により、幹線道路からのアクセスの向上を図るため、素案では計画を存続することとしました。
加島中央公園の計画区域は、公園北側が幹線道路、東側及び西側が生活道路に面していますが、北側部分は事業未着手の民有地があるため、現在、公園は北側幹線道路に直接面していない状況になっています。公園は、地震等の災害時には避難場所となり、周辺の避難住民や緊急車両から公園の場所がわかりやすいことが必要となります。加島中央公園北側の幹線道路は、都市計画道路加島天下茶屋線で道路拡幅の計画があり、街路事業と公園事業を合わせて用地取得することで公園事業においても実現性が高まることから、事業未着手部分の計画を存続することとしました。
なお、都島公園（都島区）は、公園北側の東西道路や公園中央部の南北道路が、接道の中でも広幅員道路で、この広幅員道路に面して事業未着手部分があるものの、既に公園として整備開設している部分もこれらの広幅員道路に面してありますので、広幅員道路側から公園の場所確認が可能と考えています。
また、泉尾公園（大正区）においても、北側及び西側が幹線道路に面していますが、事業未着手部分は北側幹線道路に面する部分の一部であるため、公園の場所確認に支障が生じないと考えています。

長居公園

公園区域を廃止すれば、高い建物が建つのではないか。長居公園内の臨南寺の部分に大きな建物が建つと思う。

長居公園の都市計画見直しにおいては、改めて公園緑地としての必要性を評価するとともに、代替機能の有無の評価を行い、事業未着手となっている社寺、墓地、公有地(一般駐車場)部分について素案では計画を廃止することとしました。
都市計画公園区域内では、原則として3階建以上の階高や鉄筋コンクリートの構造等は建築できないなどの建築制限がかかっています。公園区域が廃止されれば、指定されている用途地域の範囲内で建築することが可能となります。
なお、今回公園区域を廃止しようとしている土地の用途地域は第1種住居地域であることから、建築基準法による日影制限を受けることになります。

喜連公園

公園を分断する民有地がありますが、「公園としての一体性を確保する」ために存続し、一方で、なぜ、住吉区の大和川公園の山之内5丁目テニスコート周辺や平戸公園についてはそのような配慮がなされず、公園を分断する民有地を廃止してしまうのか。

喜連公園、大和川公園、平戸公園の都市計画公園・緑地見直しにおいては、改めて公園緑地としての必要性を評価するとともに、代替機能の有無の評価を行い、また、喜連公園については実現性の評価を行いました。
喜連公園は周辺に公園がなく、公園区域が1件の民有地により分断されている状況にあり、1件の民有地の用地取得により公園の一体性や接道条件が向上するなど、費用対効果も高いことから、素案では計画を存続することとしました。
大和川公園につきましては、周辺に既に開設している都市公園が多く存在し、街路植栽が大きい両側歩道のある道路や河川敷地で、公園間の安全な通行や緑の連続性が確保できることから、素案では道路や民有地の事業未着手部分を廃止することとしました。
平戸公園につきましても、道路の両側に公園区域を定め、その片方に事業未着手の民有地部分がありますが、それぞれの公園開設部分が既に2面以上道路に接し、それぞれで公園機能が概ね充足していることから、素案では事業未着手の公園区域を廃止することとしました。

帝塚山公園

古墳の周囲の民有地も取得して、帝塚山小公園と一体的に整備することで、古墳の周辺環境を保全し、また広く市民に利用できる空間として、大阪の歴史・文化について知識を深めてもらえる公園にすることができるのでは。

帝塚山公園の都市計画見直しにおいては、改めて公園緑地としての必要性を評価するとともに、代替機能の有無の評価を行い、国が史跡に指定している古墳部分は、歴史公園として整備管理するため、素案では計画を存続し、事業未着手となっている民有地部分については、隣接する都市公園で公園機能や緑が一定確保できることから、素案では計画を廃止することとしました。

古墳とその周囲を広く公園化し、市民や地域の方々にご利用いただくには、多くの事業費と事業期間が必要となりますので、古墳周囲の宅地化されている民有地部分を公園区域から削除し、既に開設して利用されている帝塚山小公園と、現所在地元で管理されている古墳との連携した整備や管理を検討していきます。

○今回いただいた公園見直し素案以外に関する意見等については、各担当部局へお伝えし回答をいただいております。

- | | | |
|---------------------------------------|--------------------------|-----------|
| ①今後の公園・緑化施策、公園整備、公園管理、事業実施に関する内容については | 建設局公園緑化部調整課（計画担当） | 6469-3834 |
| ②道路占用に関する内容については | 建設局管理部路政課 | 6615-6687 |
| ③文化財保護に関する内容については | 教育委員会生涯学習部文化財保護担当 | 6208-9168 |
| ④固定資産税に関する内容については | 財政局税務部課税課(固定資産税(土地)グループ) | 6208-7471 |